



## 相談室だより (2011年5月)

米の山病院 奥苑

楽しかったGWも遠い過去のこと、また忙しい日々が戻ってきました(-\_-;)。心機一転がんばろう！と思いつつもなんとなく気分が乗らない今日この頃です。

今回の相談室だよりは、昨年度のMSW業務統計をもとに当院における経済的支援業務の現状をお届けしたいと思います。またトピックスでは実質的に2011年3月から開始した「無料低額診療事業」を紹介します。この事業がどういふものかご存じない方はぜひ読んでみてください。

### 【 昨年度のMSW業務統計より 】

現在当院は2名のMSWが相談援助業務にあたり、日々の業務内容を数として把握できるよう業務日報を作成しています。この業務日報の中で経済的相談を「保険あり」と「保険なし」に分類し、それぞれが対応した延べ件数で統計資料を作成しています。

2010年度は保険ありの経済的相談が132件、保険なしの経済的相談が6件ありました(ちなみに2009年度は保険ありの経済的相談が139件、保険なしの経済的相談が28件でした)。私達としては構造改革による格差社会の中で医療費相談が激増するのではないかと推測していましたが、業務日報から見えてくる相談件数はむしろ減少している状況でした。この不安定な状況の中で経済的に困っている方は本当に減少しているのか？と疑問に思わずにはいられませんでした。統計資料としての実数がそれを証明しています。

ここで2010年度を振り返り、2つの要因について考えました。1つは病院における経済相談の多くは当然医療費相談となるために、生活困窮のような相談は他の機関で行われているのではないかとということでした(稀にはありますが、病気もしていないのに病院に来て経済相談をしようとする人はいないと思います)。またもう1つは医療費を支払うことができないので病院に受診したくても受診できない方が地

域の中に潜在化しているのではないかとということでした。いずれも以前から問題意識として持っていたのですが、ここにアプローチすることは非常に難しく、現実的に対処できなかったという現状がありました。ここで2011年2月号の相談室だよりでも紹介していますが当院が「無料低額診療事業」を開始したことで、病院に受診したくてもできなかったという地域の方からの相談を受けることができるようになってきました。その中のいくつかを紹介します。

地域の医療機関に入院中のご家族からの電話相談でした。以前から収入が少ないため医療機関への受診を控えておられたようですが、体調がすぐれず受診して緊急入院となったようでした。ご家族は医療費の支払いが大変ではないかと心配していたところ、当病院長が行った記者会見の記事をみてワラにもすがる思いで電話したということでした。残念ながら無料低額診療事業は当院で行われる医療行為に関してのみ適応されるものであり、この相談に十分応えることはできませんでしたが、入院先の病院の医療ソーシャルワーカーに連絡をとり相談に乗って頂けることになりました。

当院近隣に居住されている方からの相談でした。本人は年金が少ないことから医療機関への受診はされていません。これまで特に医療機関への受診の必要性を感じられたことはなかったようですが、加齢とともに医療機関への受診を考えておられたようです。それでも日々の生活を送ることに手一杯の状況でとても医療費に使用できるお金を捻出することはできないような状況でした。そのような中当院の前を通りかかった際に無料低額診療事業のことを知り、相談にきたということでした。詳細なお話しをお伺いしたところ生活保護基準以下の収入であったため、生活保護の申請手続きを勧めました。現在も医療機関への受診はされてい

ませんが、生活保護が適応されることになったと報告を受けました。

いずれも定期的な医療機関への受診が必要ない状況下で、経済的困窮を理由に受診を躊躇されていた事例ではないかと思えます。当事業を開始してから大々的に広報活動を行っておらず、かつ短期間の間に数件の相談が寄せられたという事実は、やはり経済的困窮状態にある方が地域の中に潜在化しているということを示しているのではないかと思えます。これからも無料低額診療事業に関する相談を受け、事例を積み上げて行く中で、もっと詳細に地域の実情がわかってくるのではないかと思えます。この事業だけでは対応できない事例もあるかとは思いますが、地域の中に埋もれている問題を明らかにし、安心して生活できる地域社会を実現させていくためにも、医療費相談ということに特化せず、地域における相談窓口としての役割を發揮できるようがんばって行きたいと思えます。

### 【 無料または低額診療事業 】

この事業は、第二種社会福祉事業のひとつで、様々な要因で経済的に困窮されている方々へ無料または低額な料金で診療を行うことができます。医療法人である当院にこの事業を行うことのメリットは存在しませんが、当院の基本理念である「**患者様の権利を守り、安全・安心・信頼の医療・福祉の実現に全力を尽くす**」をより具体的に実践することを目的として2011年2月から実施しています。現在までに12名の方の申請手続きを行い、7名の方が無料または免除の適応となっております。

残念ながら、現在の日本の社会保障制度（医療制度）では全ての方が安心して医療機関を受診することは難しい状況にあります。中には悪質な方も存在すると思えますが、ほとんどの方は社会情勢の変化に飲み込まれた社会的に弱い立場にある人達です。この事業を通して安心して医療を受ける機会（受療権）を保障するとともに、社会保障制度としての受療権を守るための取り組みにつなげていくことができるよう、関係各機関に働きかけていきたいと思えます。

### 【 今月のトピックス 】

最近、血縁者の確認が出来ない患者様が増加しています。本当に天涯孤独である方、または何らかの理由で血縁者と疎遠になっている方などその理由は様々です。先日も血縁者の確認が出来ない患者様（以下Aさん）がご入院となりました。同一法人のみさき病院に長期入院されておられたため血縁者に関する情報提供を求めましたが、長い関わりがあるにもかかわらず血縁者に関する情報は得ることができなかつたということでした。信頼関係が深かったみさき病院の担当MSWに同席してもらったり、MSW自身も足しげくAさんのもとに足を運んだりしながら、それとなく血縁者に関する情報を得ようとはしましたが、それらしい話になるとAさんの表情は急に険しくなり、MSWから顔を背けられそれ以上話が続けられない状況でした。

入院から1ヶ月ほど経過した所でAさんの病状が急変し、生命的な予後も危うい状況となりました。行政機関を含め関係各機関へ相談し血縁者を探しましたが、いずれの機関からも情報を得ることはできませんでした。主治医よりいよいよ危ない状況であるという情報提供を受け、お見送りの段取りをとることにしました。Aさんは最期までがんばっておられました。5月17日に永い眠りにつかれました。みさき病院の病棟師長とMSW及び米の山病院のMSWが通夜及び葬儀に参加し、最期のお見送りをさせて頂きました。

頑なに血縁者と連絡をとることを拒み続けられたAさん。これまでの人生の中で何があったのか多くを語られることはありませんでしたが、Aさん自身の意思が尊重されたことを良しとする反面、本当は血縁者に会いたいという隠された気持ちがあったのではないかと考えると、最期のお見送りを血縁者に委ねる事が出来なかったことが悔やまれます。

経過中、自宅に届いている郵便物の中から菩提寺が判明し、ご住職に相談した結果Aさんの納骨をさせていただくことができる事となりました。菩提寺の納骨堂の中で今は亡きお母様と一緒に静かな眠りにつかれています。思えます。

心よりAさんのご冥福をお祈りいたします。